

「汝、盗むなかれ」

「盗んではならない。」(出エジプト記 20:15)

盗むというのは自分以外の他者の所有に対する侵害です。日本では個人の土地は、個人のものであると考えられていますが、イスラエルでは、土地というのは神様から借りたものであるという認識がありました。旧約を見ると、富と所有も神様から与えられたもので、神様の所有であり、神様の栄光のために使うべきものでした。神様に帰しなければならないものです。となると盗むというのは人に対してだけでなく、神様の所有を侵害していると考えられます。

旧約を見ると王でさえ、その人の嗣業の土地を奪うことができなかつたことが分かります。(列王記上 21 章にあるナボトの畑をアハブ王が手に入れようとした記事など)。それに対して合法的に無理だと分かると、奸計をもって奪い取ろうとする者がいました。(王妃イゼベルなど)。現代においても有りうるような話です。

また盗むというのは所有物だけではありません。多くの学者たちは、盗みの禁止は人身売買に関わる戒めとも考えています。そのようなところから、イスラエルの社会においては奴隷が他の国に比べて少なかったようです。人権が今日ほど確立されていなかった時代に、すでにこのような戒めがあったことは何という驚きでしょうか。

盗みは個人だけのことではなく、集団、国家による盗みもあります。強国が弱国に侵入することも盗みです。

「盗むな」という戒めは、奴隷であったエジプトから自由人になったイスラエルの民が家族、兄弟姉妹、隣人と幸せに暮らすための神様の祝福のメッセージであったのです。そして、私たちの世界を祝福するためでもあるのです。

そもそもなぜ人のものを盗むかといえば、その人の心の中の欲求からです。人の心を誘惑するサタンの要素があります。それを禁ずる積極的な行為として「施し」があります。

「盗みを働いていた者は、今からは盗んではいけません。むしろ、労苦して自分の手で正当な収入を得、困っている人々に分け与えるようにしなさい。(エフェソ 4:28)」

私たちの救いのために命さえ惜しまず与えてくださった主イエスの恵みによって生きる私たちは、隣人への愛をもって、この戒めを越えていくのです。

***共に祈りましょう。**

- ・神様が与えてくださった私の所有に感謝しましょう。
- ・私たちが隣人への愛と配慮をもって生きることができるよう、主の御導きを祈りましょう。
- ・神様の正義が行われる私たちの社会でありますように。特に戦争がない世界でありますように祈りましょう。